課税明細書の読み方

						Contraction of the contraction o	1-4頁
所在地	番			登記	名義人(所	有者)	
	特 ①		評 価 額		固定税率/都市税率	階層	
	前年度固定(2)	標準額	固定課税標準額	固定軽減等税額	固定資産税額相当額		
積又は床面積 (m²)	前年度都市(3)	標準額	都市課税標準額	都市軽減等税額	都市計画税額相当額		
	9						
	1		3,000,000		1. 40/0. 20		
	2	-	1,000,000		14,000		
120.00	3		1,000,000		2,000		

! 上の図の矢印で示したところが評価額になります。

課税明細書は①、②、③の行に対応して記載してあります。

この場合、「評価額」は3,000,000円、「固定課税標準額」は1,000,000円、 「固定資産税額相当額」は14,000円であることがわかります。

! 固定資産税・都市計画税の計算方法

固定課税標準額 × 固定税率1.4% = 固定資産税額相当額

都市課税標準額 × 都市税率0.2% = 都市計画税額相当額

! 課税明細書は所得税の確定申告で使用できます。

事業所得などの経費のうち、租税公課を計算する際に使用できますので、 申告時期まで大切に保管してください。

次の場合はご連絡ください。

- ○身に覚えのない土地や家屋が課税明細書に載っているとき
- ○所在地番、現況地目、家屋の種類、土地の面積、床面積に誤りがあるとき
- ○課税されている建物を壊したとき

ご連絡・お問合せ先

塩尻市 税務課 資産税係 0263-52-0280(代表) (内線1138・1139・1140)